資料5－1
兵庫県生活科学総合センター　2013.5.16

24年度　兵庫県　市町消費生活相談担当職員･相談員等研修概要

No.		研修名	研修内容	講師	回数	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	実施年度
1	基礎的知識の習得	新任職員研修	消費者行政の推進に必要な基礎知識を学ぶ。 〈・消費者行政の意義と概要・行政における消費生活相談の役割・基本的な相談対応・消費生活相談に必要な法律の基礎知識等〉	行政職員 弁護士等	3	○（姫路会場） ○（神戸会場） ○（但馬会場）	22～
2		消費生活相談・法律ゼミナール	新任、経験の少ない相談員等を対象に、ゼミナール方式により、基本的な法的アプローチ方法を学ぶ。 〈・法律の成り立ち・法律の読み方基礎編：民法、消費者契約法、特商法、割販法等〉	弁護士	8	（神戸会場） （姫路会場）	23 24
3		レベルアップ研修	消費者法・制度や相談の多いテーマについて相談対応のための専門知識を深める。 〈民法、消費者契約法、特商法、割販法、金融、保険、ネット取引、製品事故、住宅取引等〉	学識経験者 弁護士 行政職員等	12	（神戸会場） （但馬会場） （姫路会場）	22～
4		ＰＩＯ－ＮＥＴ研修	PIO-NETシステムの円滑な運営・活用を実習を交え学ぶ。 〈・PIO-NETの概要・情報の取扱い・消費生活相談情報作成ルール・決裁システム・検索方法等〉	PIO-NET指導員 行政職員	4	○○　○○	22～
5		相談支援学習会	商品・サービス等の専門分野について、講義、グループワーク方式での意見交換を行い、専門知識を深める。 〈スマートフォン・オンラインゲーム・保険・金融・自動車・LED等〉	業界団体 弁護士 専門家等	10	○○ ○ ○ ○ ○　○ ○ ○ ○	従来から実施
6	個別事例の検討	相談情報交換会	市町等の消費生活相談窓口に寄せられる相談情報を交換するとともに、同種苦情の解決の処理方法等を検討する。	行政職員 相談員	12	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
7		消費生活相談事例検討会	新しい手口等の解決のため、専門的知識を要するものについて、グループワーキング方式を交えて検討する。	弁護士	12	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
8		衣料品研究会	衣料品・クリーニングに関する苦情の妥当な解決方法を検討する。	行政職員 業界団体等	6	○　○　○　○　○　○	
9		工業品研究会	家電製品、日用雑貨品等の工業品に関する苦情の妥当な解決方法を検討する。	NITE等	6	○　○　○　○　○	
10		巡回相談	相談員等の相談対応能力向上のため、弁護士等が６県地域センターを巡回し、助言する。	弁護士 専門家等	23	（６県地域センターで随時実施）	22～

計９６ 回